

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	身体障害者手帳交付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青森県は、身体障害者手帳交付に関する事務における個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

評価実施機関名

青森県知事

公表日

令和7年1月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の交付に係る事務を行う。 【主な内容】 1 身体障害者手帳交付申請書の受理、審査及び申請に対する応答に関する事務 2 身体障害者手帳の返還に関する事務 3 身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 4 身体障害者手帳の保持者が氏名および居住地を変更した場合の届出の受理、審査、届出に対する応答に関する事務 5 身体障害者手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	身体障害者手帳システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳交付台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の20の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 なし 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 20の項、48の項、49の項、53の項、76の項、77の項、80の項、81の項、113の項、141の項、155の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第22条第1号二、第4号二、第50条第4号口、14号、第51条第2号口、第7号口、第8号、第55条1号から10号、第78条第1号から第10号、第79条第2号、第82条第1号口、第2号、第3号口、第83条第1号口、第2号口、第4号口、第6号口、第7号イ、第115条第1号口、第2号口、第143条第1号口、第2号口、第4号イ、第157条第1号イ、第2号から第5号、第7号イ、第8号から第12号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	青森県健康医療福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒030-8570 青森市長島一丁目1-1 青森県総務部総務文書課文書・情報公開グループ 電話：017-734-9083

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒030-8570 青森市長島一丁目1-1 青森県健康医療福祉部障がい福祉課社会参加推進グループ 電話:017-734-9309
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	障害者手帳交付申請書に記載された個人番号及び本人情報の手帳交付システムへの入力作業において手作業が介在するが、システム入力後にチェックシートを用いて複数人での確認を行っており、確認後のチェックシートは通常の廃棄とは別にシュレッダー処理しているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</div> </div> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できるキャビネットに保管することを徹底している。 USBメモリの使用については、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っており、パスワード設定を行うルールを周知徹底している。 特定個人情報が記載された書類等を廃棄する場合には、通常の廃棄とは別にシュレッダー処理することを徹底している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月18日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	障害福祉課長 小山内 陽子	障害福祉課長 竹島 徹	事後	定期見直しによる修正
平成30年11月6日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	障害福祉課長 竹島 徹	障害福祉課長	事後	
令和1年6月25日	VI リスク対策	なし	(新規項目)	事後	基礎項目評価書の様式変更に伴う修正
令和2年3月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年3月31日時点	令和2年3月3日時点	事後	再評価時期
令和2年3月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	令和2年3月3日時点	事後	再評価時期
令和2年3月25日	IV リスク対策 8. 監査実施の有無	[○]内部監査	[○]内部監査 [○]外部監査	事後	再評価時期
令和3年9月8日	I 関連情報-4. 情報ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	定期見直しによる修正
令和3年9月8日	IV リスク対策 8. 監査実施の有無	[○]内部監査 [○]外部監査	[○]内部監査	事後	定期見直しによる修正
令和3年9月8日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	2 身体障害者手帳の返還に関する事務	2 身体障害者手帳の返還に関する事務	事後	定期見直しによる修正
令和6年9月27日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	青森県健康福祉部障害福祉課	青森県健康医療福祉部障がい福祉課	事後	再評価実施時期
令和6年9月27日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	障害福祉課長	障がい福祉課長	事後	再評価実施時期
令和6年9月27日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	青森県総務部総務学事課情報公開グループ	青森県総務部総務文書課文書・情報公開グループ	事後	再評価実施時期
令和6年9月27日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	青森県福祉部障害福祉課社会参加推進グループ	青森県健康医療福祉部障がい福祉課社会参加推進グループ	事後	再評価実施時期
令和6年9月27日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の11の項 番号法別表第一の主務省令で定める命令 第11条	・番号法第9条第1項 別表の20の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第11条	事後	再評価実施時期
令和6年9月27日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 なし 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、106の項、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める命令 第12条第1号ハ、第3号ハ、第20条第2号イ、6号、第21条第1号イ、第2号イ、第3号、第22条1号から10号、第28条第1号から第10号、第29条第1号、第30条第3号、第31条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第53条第1項イ、第2項イ、第3項イ	【情報照会の根拠】 なし 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 20の項、48の項、49の項、53の項、76の項、77の項、80の項、81の項、113の項、141の項、155の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第22条第1号二、第4号二、第50条第4号ロ、14号、第51条第2号ロ、第7号ロ、第8号、第55条1号から10号、第78条第1号から第10号、第79条第2号、第82条第1号ロ、第2号、第3号ロ、第83条第1号ロ、第2号ロ、第4号ロ、第6号ロ、第7号イ、第115条第1号ロ、第2号ロ、第143条第1号ロ、第2号ロ、第4号イ、第157条第1号イ、第2号から第5号、第7号イ、第8号から第12号	事後	再評価実施時期
令和7年1月27日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業		【人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か】 十分である 【判断の根拠】 障害者手帳交付申請書に記載された個人番号及び本人情報の手帳交付システムへの入力作業において手作業が介在するが、システム入力後にチェックシートを用いて複数人での確認を行っており、確認後のチェックシートは通常の廃棄とは別にシュレッダー処理しているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	基礎項目評価書の様式変更に伴う修正
令和7年1月27日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 【当該対策は十分か【再軽】】 十分である 【判断の根拠】 特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できるキャビネットに保管することを徹底している。 USBメモリの使用については、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っており、パスワード設定を行うルールを周知徹底している。 特定個人情報に記載された書類等を廃棄する場合には、通常の廃棄とは別にシュレッダー処理することを徹底している。	事後	基礎項目評価書の様式変更に伴う修正